

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南三陸町は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

宮城県 南三陸町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>本町では、健康増進法に基づき、各種検(健)診を実施している。また、これらについての情報の管理を行っている。実施している各種検診は以下の通り。</p> <p>肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、成人歯科健診。また、本町の特定個人情報ファイルを使用した各種検(健)診に関する事務は以下のとおり。</p> <p>①肺がん検診:40歳以上の町民を対象として胸部エックス線写真の読影を行っている。また、喫煙指数(1日喫煙本数×年数)が600以上の町民を対象に喀痰細胞診検査も実施している。その他50~75歳の町民の希望する方に対し、より精度の高い胸部CT撮影を行っている。</p> <p>②乳がん検診:30~39歳、40歳以上の奇数年齢の女性を対象として実施している。30歳代は超音波検査、40歳以上を対象に、マンモグラフィ検査を実施している。(※40歳以上の受診間隔は2年に1回)</p> <p>③胃がん検診:30歳以上の町民を対象に胃部エックス線検査を実施している。</p> <p>④子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象として、超音波検査、頸部細胞診検査、体部細胞診検査を実施している。</p> <p>⑤大腸がん検診:40歳以上の町民を対象として、便潜血反応検査を実施している。</p> <p>⑥肝炎ウイルス検診:40~75歳の町民で過去に本検診を受けたことがない方を対象として血液検査により実施している。</p> <p>⑦骨粗鬆症検診:20~70歳の女性を対象として、踵部の超音波検査と個別保健指導を実施している。</p> <p>⑧成人歯科健診:40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70~75歳の到達者を対象として町内医療機関での歯科健診を実施している。</p>
③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

検診ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の第102の2	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課健康増進係
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

請求先	総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL 0226-46-1370
-----	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL 0226-46-1370
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保健福祉課健康増進係 本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3 TEL 0226-46-5113
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所